

令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき県内の介護サービス事業者がICT機器を導入する際に要する経費に対し、予算の範囲内で、令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、介護従事者の業務の効率化・生産性向上、働きやすい職場環境の整備を図り、もって介護従事者の確保に資する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、実施要綱第3条に定める用語の例による。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、介護事業所の生産性向上に資する次の（1）に掲げるICT機器の購入、リース又はレンタル（当該年度分までの経費を限度額とする）等に要する経費とする。ただし、次の（2）に掲げる経費は、交付の対象としないものとする。

- （1）タブレット端末・スマートフォン・インカム等ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費
- （2）開発の際の開発基盤のみのソフトウェアの導入に要する経費、事業所に置くパソコンやプリンターの導入に要する経費、ネットワーク環境の整備により発生した通信費、その他本事業として適当とは認められない経費

(補助率及び補助限度額等)

第4条 前条の規定による補助対象経費に対する補助率は実施要綱第5条第5項（1）又は（2）の要件のいずれかを満たす事業所は4分の3、それ以外の事業所は2分の1とし、補助限度額は1事業所につき実施要綱第5条第6項に定める額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 ICT機器導入計画一計画につき、1回の補助とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「事業実施主体」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、ICT機器導入計画のほか関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合には、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業実施主体に通知するものとする。

（補助事業の変更承認申請）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について、内容を変更（軽微な変更（第3条に定める対象経費について、20%以内の変更）を除く。）しようとするときは、あらかじめ事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の承認に際し、必要な条件を付すことがある。

（補助事業の中止又は廃止）

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業完了後、速やかに事業実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書に該当した各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第5条第2項ただし書により交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第5号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第6号）を別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(導入効果等の報告)

第13条 補助事業者は、得られた効果等について、別途通知する報告内容や報告方法、報告期限により報告するものとする。

(指導監督)

第14条 知事は、補助事業の実施に関して、必要に応じて検査をし、指示を行い、又は報告を求めることがある。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により知事に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 正当な理由なく補助事業が予定の期間内に終了したとき。
- (4) 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- (5) 補助事業の対象経費と重複して、他の補助金等の交付を受けたとき。
- (6) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第16条 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

- 2 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(関係書類の保管)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は令和3年6月14日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 3 年度愛媛県 I C T 機器導入促進事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事 業 主 体 名
代表者職氏名

㊞

令和 3 年度において標記事業を下記のとおり実施したいので、令和 3 年度愛媛県 I C T 機器導入促進事業費補助金交付要綱第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | | |
|---|--|-----------|---|
| 1 | 交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金所要額調書 | 別紙（1）のとおり | |
| 3 | 補助対象額調書 | 別紙（2）のとおり | |
| 4 | 収支予算書 | 別紙（3）のとおり | |
| 5 | I C T 機器導入計画 | 別紙（4）のとおり | |
| 6 | 見積書の写し | | |
| 7 | 介護保険法に基づき指定又は許可を受けたことを証する書類 | | |
| 8 | その他参考となる資料（I C T 機器概要、職員数が分かる資料（勤務形態一覧表）等） | | |

（注） 5 ～ 8 は事業所ごとに作成し、整理して添付すること。

別紙（１）（様式第１号関係）

補 助 金 所 要 額 調 書

（単位：円）

事業所名	サービス種別	補助対象額 A	A×補助率 B	補助限度額 C	補助基本額 (B、Cのいずれか 少ない額) D	補助金所要額 E
合 計						

（注） B欄の補助率は、別紙（４）で選択した補助率（3／4又は1／2）とすること。

C欄は、当該事業所の職員数に応じた補助限度額を記載すること。

E欄は、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。

別紙（２）（様式第１号関係）

補 助 対 象 額 調 書

（単位：円）

事業所名	サービス種別	I C T機器名等	補助対象額
合 計			

別紙（３）（様式第１号関係）

収 支 予 算 書

1 収入の部

区分	予算額（円）	備考
県補助金 事業者負担額 寄付金その他の収入額		
計		

（注）補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区分	予算額（円）	備考
備品購入費 （購入の場合） 使用料及び賃借料 （リース・レンタルの場合）		
計		

（注）補助対象とする支出予定の科目ごとに記載すること。
備考欄には、必要に応じて経費の内訳を記載すること。

別紙（４）（様式第１号関係）

I C T 機 器 導 入 計 画

事業主体名（法人名等）

介護サービス事業所名

事業所のサービス種類

担当者名

１ 補助要件適合確認（ＩＣＴ機器の機能等） ※適合する□にチェックを入れること。

L I F E への情報提供に協力している又は協力する予定か。 ※L I F E の利用申請の受付はがきの写し又はメールの写しを添付ください。（今後、利用申請する場合は、チェックを入れた上で、下段に利用申請の予定時期を記入ください。） ※介護ソフトの CSV 連携によらない場合も対象となります。	☐
	（予定時期） 年 月 頃
導入する又は既に導入している介護ソフトが記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっているか。 ※介護ソフトが一気通貫となっていることが確認できるカタログ・仕様書等を添付ください。	☐
居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の場合、導入する又は既に導入している介護ソフトが「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じているか。 ※介護ソフトが標準仕様に対応していることが確認できるカタログ・仕様書等を添付ください。	☐
導入する又は既に導入している介護ソフトは日中のサポート体制を常設しているか。	☐
個人情報保護の観点から十分なセキュリティ対策を講じているか。	☐
タブレット端末等を導入する場合、音声入力機能を有しているか。	☐
以下は、補助率「３／４」の適用を受けようとする場合に記入	
導入する又は既に導入している介護ソフトにより L I F E による情報収集に協力が可能か。 ※介護ソフトが L I F E に対応していることが確認できるカタログ・仕様書等を添付ください。	☐
情報共有システムやデータ連携サービスを利用して、同一事業所内に加えて、異なる事業所間や地域の関係機関においても居宅サービス計画書等のデータ連携を行っているか。 ※今後連携予定の場合は、チェックを入れた上で下段に予定時期を記入ください。 ※下欄に連携内容（予定を含む）を記入ください。	☐
	（予定時期） 年 月 頃
【データ連携内容・連携先・連携方法等】	

2 ICT機器の導入計画

適用を受けようとする補助率	3 / 4		・	1 / 2	
I C T機器の製品名及び台数、その他事業内容 (注1)					
購 入 又 は レ ン タ ル・リースの別		購入（予定）時期	令和	年	月
		リース・レンタルの契約(予定)期間	令和 令和	年 年	月 から 月 まで
導入スケジュール					
I C T機器導入により達成すべき目標（3年間目途）					
I C T機器導入により期待される効果等					
I C T機器のオンライン面会への活用予定					
介護職場環境改善支援事業活用状況 (注2)					
備 考 (注3)					

(注1 既に導入している介護ソフトが記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない）で行うことが可能となっている場合、その製品名をカッコ書きで記載すること。

2 県が実施するＩＣＴ普及促進セミナー、事業所等への専門家派遣の活用状況（予定を含む）を記載すること。

3 備考欄には、実施要綱第5条第4項に定める「フォローアップ体制」、「利用者への説明」等に関する取組（予定）を記載すること。

様式第2号（第7条関係）

令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業変更承認申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を下記のとおり変更したいので、令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更する理由

2 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也

3 補助金要額調書（変更）

4 補助対象額調書（変更）

5 収支予算書（変更）

6 ICT機器導入計画（変更）

7 見積書の写し ※金額が変更とならない場合は不要

8 その他参考となる資料

（注）3～6は、様式第1号に準ずるものとし、変更箇所の下線を付けること。

3～5は、上段に変更前を（ ）で記載し、下段に変更後の額を記載すること。

6～8は、事業所ごとに作成し、整理して添付すること。

様式第3号（第8条関係）

令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

㊞

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業を中止（廃止）したいので、令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）の内容

2 事業の中止（廃止）の理由

様式第4号（第9条関係）

令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業実績報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
事業主体名
代表者職氏名

㊞

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記事業の実績について、令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- | | | | |
|---|--------------------------|-----------|---|
| 1 | 事業精算額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金所要額精算調書 | 別紙（1）のとおり | |
| 3 | 補助対象額精算調書 | 別紙（2）のとおり | |
| 4 | 収支決算書 | 別紙（3）のとおり | |
| 5 | 事業実績報告書 | 別紙（4）のとおり | |
| 6 | 導入した機器の納品書、領収書（又は請求書）の写し | | |
| 7 | 導入した機器の写真 | | |
| 8 | その他参考となる資料 | | |

（注）5～8は、事業所ごとに作成し、整理して添付すること。

別紙（１）（様式第４号関係）

補 助 金 所 要 額 精 算 調 書

（単位：円）

事業所名	サービス 種別	補助対象額	A×補助率	補助限度額	交付決定額	補助基本額 (B、C、Dのい ずれか少ない額)	補助金 所要額	補助金 交付確定額
		A	B	C	D	E	F	G
合 計								

（注） B欄の補助率は、別紙（４）で選択した補助率（3／4又は1／2）とすること。

C欄は、当該事業所の職員数に応じた補助限度額を記載すること。

F欄は、1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てること。

別紙（２）（様式第４号関係）

補 助 対 象 額 精 算 調 書

（単位：円）

事業所名	サービス種別	I C T機器名等	補助対象額
合 計			

別紙（３）（様式第４号関係）

収 支 決 算 書

1 収入の部

区分	予算額（円）	備考
県補助金		
事業者負担額		
寄付金その他の収入額		
計		

（注）補助金、自己資金等の財源ごとに記載すること。

2 支出の部

区分	予算額（円）	備考
備品購入費 （購入の場合）		
使用料及び賃借料 （リース・レンタルの場合）		
計		

（注）補助対象として支出した科目ごとに記載すること。

備考欄には、必要に応じて経費の内訳を記載すること。

別紙（４）（様式第４号関係）

事業実績報告

事業主体名（法人名等）

介護サービス事業所名

事業所のサービス種類

担当者名

ICT機器の導入実績

適用を受けた 補助率	3 / 4 ・ 1 / 2		
ICT機器の 製品名及び台数、 その他事業内容 (注１)			
購入又はレンタル・リースの別		購入時期	令和 年 月
		リース・レンタルの 契約期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで
導入スケジュール (実績)	(年度内の導入スケジュール実績について、具体的に記載すること。)		
使用状況及び 導入により 得られた成果等	(導入後の使用状況、導入により得られた成果等を記載すること)		
備 考			

様式第5号（第9条関係）

令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税相当額報告書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

事業主体名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第10条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 5 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

（注）別紙集計表、その他参考となる資料を添付すること。

別紙（第5条、第9条関係）

令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金に係る
仕入に係る消費税等相当額集計表

（単位：円）

事業実施主体名	仕入に係る消費税 と当該金額に地方消費税率を乗じて得た 金額との合計 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税 等相当額 (A×B)	備考

- （注） 1 第5条第2項及び第9条第2項により、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、事業実施主体ごとに内訳を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税額と当該金額に地方消費税率を乗じて得た金額の合計額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 3 「仕入に係る消費税等相当額」欄には、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

様式第6号 (第11条関係)

令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住所

事業主体名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で、補助金交付決定の通知があった標記補助金について、令和3年度愛媛県ICT機器導入促進事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 卅也